第 1044 回教育委員会 会議録

平成 29 年 7 月 20 日 14:00~15:00

<u>①</u>開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第1044回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、片桐委員と森岡委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

<u>4報 告</u>

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

まず、(1)「平成29年度全国高等学校総合体育大会について」、(2)「同大会山形県選手団について」それぞれ全国高校総体推進課長、スポーツ保健課長より報告願います。

< 全国高校総体推進課長 >

いよいよ来週金曜日28日に迫ってまいりました、南東北インターハイでございます。現在、鋭意最終確認・調整作業を進めているところでございます。

お手元に大会のリーフレットをお配りしております。委員の皆様からも御出席いただきます総合開会式では、最上川をモチーフとして、県内54の高校から、総勢580名の高校生による演技や音楽により、山形らしさをアピールした式典を開催したいと考えております。また、競技種目別大会につきましては、翌29日から8月12日まで、県内14の市町において、陸上競技、バレーボール等9競技10種目の大会を開催いたします。後ほどスポーツ保健課長から説明があると思いますが、大会では、ホッケー選手の大躍進に期待したいと思っておりますし、総合開会式の出演、競技種目別大会の運営・補助、あるいは主要駅等に設置する総合案内所の案内といった高校生の主体的な活動を通して、県民に元気と活力を与えられるような大会となりますよう、万全を期してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

<スポーツ保健課長>

続きまして、私の方からは、同大会山形県選手団について御報告申し上げます。報告2-1を御覧ください。

水泳競技を除きまして、本部役員、監督含め806名の選手団で構成さ

れております。水泳競技につきましては、明日から宮城県で開催される東北高校選手権において、インターハイ出場選手が決定いたします。

旗手は、5月にタイのバンコクで開催された第2回アジアユース陸上 選手権大会に、陸上競技女子円盤投げの日本代表として出場し、4位に 入賞した鶴岡工業高校2年の齋藤真希選手。選手宣誓につきましては、 陸上競技・庄内総合高校3年の佐藤俊平選手、ソフトボール競技・鶴岡 東高校3年の中野沙羅選手の2名が担います。

次に、報告2-2を御覧ください。山形県選手団の活躍予想であります。山形県高体連では、南東北総体の入賞の目標数を、合計40から47と設定しておりまして、資料一覧にあります競技において、優勝、入賞を勝ち取りたいと考えております。

2の優勝期待競技を御覧ください。全て個人競技ではありますが、3競技11種目で優勝が期待されます。陸上競技では、女子100メートル今年度高校ランキング1位、山形中央高校2年の青野朱李選手。加えて、先ほど本県選手団旗手として御紹介しました、女子円盤投げの鶴岡工業高校2年の齋藤真希選手。齋藤真希選手も、今年度高校ランキングで1位であります。さらに、柔道競技男子90キログラム級では、6月に開催された東北選手権で優勝を勝ち取っております、新庄東高校3年の阿部拓馬選手。そして、本県の御家芸でありますカヌー競技においても、精鋭のメンバー揃いの谷地高校の選手に期待がかかっております。

報告 2-2 下段から報告 2-3 にわたりましては、上位入賞期待競技が記載されております。報告 2-3 に記載のある登山競技につきましては、競技会場が地元蔵王山、月山でありますので、地の利を生かして表彰台を目指してほしいところであります。男子の村山産業高校、女子の山形西高校ともに、先に開催されました東北高校選手権において優勝を飾っております。登山を含め、9競技22種目で上位入賞が期待されております。

さらに、報告2-3下段から記載のあるように、17競技37種目においても入賞に期待しているところであります。

南東北3県で開催される全国高校生トップアスリートが集うこの大会で、山形県の高校生が大いに躍動し、県民に勇気と活力を与え、山形の夏をより熱く盛り上げ、記録、記憶に残る大会にしていきたいと思っております。

以上、県選手団の報告を終わります。

<廣瀬教育長>

では、ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長>

なければ、(3)「平成30年度使用教科用図書について」、高校教育 課長、義務教育課特別支援教育室長より報告願います。

<高校教育課長>

ではまず、高校の方から御説明申し上げます。8月の教育委員会で教 科書の採択をお願いするのに先立ちまして、教科用図書についての説明 をさせていただくものでございます。 まず、資料の確認でございますが、「教科書が使用されるまでの基本的な流れ」、「平成30年度使用教科書採択までの流れ」、「平成28年度に検定を経た教科用図書(小学校・高等学校)」の3種類がございます。それぞれ報告3-1、3-2、3-3から3-9となっておりますので、御覧いただきたいと存じます。

まずは3-1でございます。「教科書が使用されるまでの基本的な流れ」を御覧ください。「1 基本的な流れ」には、教科書発行者において編集された教科書が、検定、採択等の手続を経て児童生徒に使用されるまでの経緯を示しております。

採択された教科書の需要数は、文部科学大臣に報告され、文部科学大臣は、報告された教科書の需要数の集計結果に基づき、各教科書発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示します。この指示を承諾した発行者は教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給し、供給された教科書は、児童生徒の手に渡り使用されます。

続いて「2 教科書の採択」を御覧ください。使用される教科書採択の権限は、公立学校については、所管の教育委員会に、国立・私立学校については校長にあります。

県立学校の平成30年度使用教科書採択に関する基本方針は、「校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、県教育委員会が審査し採択する」としています。

次に3-2「平成30年度使用教科書採択までの流れ」を御覧ください。

8月の定例教育委員会に平成30年度使用教科書の採択について付議するために、教育委員会事務局及び各学校において、資料の通り教科書の選定作業を進めております。

現在は、県立高校で使用する教科書の「3 教科書審査会」を実施しているところです。県立中学校、すなわち東桜学館中学校でございますが、こちらについては8月に教科書審査を行う予定です。中学校は4年に1度教科書検定が行われ、4か年継続して同じ教科書を使用することとなっております。一昨年度4か年継続して使用する教科書を採択しましたので、今年度は一昨年度採択した教科書と同じものを採択することとなります。なお、来年度は、高等学校用の教科書を一部採択することとなっておりますので、3-2の流れに沿って、選定作業を進めているところでございます。また、高等学校用教科書については無償供給対象とならないため、購入することになります。

特別支援学校で使用する教科書等につきましては、現在教育委員会事 務局が教科書審査を行っており、後ほどご報告申し上げます。

最後に、3-3「平成28年度に検定を経た教科用図書(小学校・高等学校)」を御覧ください。平成28年度に検定に合格した高等学校用教科書は213点となっております。この会場に今、並んでいる教科書が、検定に合格した教科書となっております。

なお、各県立学校が選定したすべての教科書の一覧、各校の選定の観点及び各教科書の選定理由を記載した「教科書選定理由書」につきまし

<特別支援教育室長>

ては、8月定例教育委員会にてお示しし、ご覧いただいた上で採択をいただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、県立特別支援学校で使用する教科用図書について報告いたします。 3-4を御覧ください。

特別支援学校で使用する教科書は、3種類ございます。

- 1の「文部科学省検定済教科書」は、通常の小・中学校及び高等学校で使用するものです。
- 2の「文部科学省著作教科書」(1)の「特別支援学校視覚障害者用 点字版」は検定済教科書を点訳したものです。このように厚い教科書と なっておりまして、盲学校で使用しております。
- (2)の聴覚障害者用教科書は、音や言葉の聞こえにくさに配慮して作成され、発音や言葉の使い方を丁寧に指導するものです。
- (3)の知的障害者用教科書は、「星印本」と呼ばれております。このような教科書になっておりまして、星の数が増えるほど、内容が高度になっております。四つ星本まであります。
- 3の「一般図書(特別支援学校・特別支援学級用)」のうち、(1)の 絵本等の図書は、児童生徒の障がいの状態に応じ、検定教科書や著作教 科書だけでは十分対応できない場合、使用することができます。
- (2)の点字版教科書は、「地図」と2の文部科学省著作教科書にある、 点字版以外の教科が該当します。
- (3)の拡大教科書は、弱視の生徒が使用する教科書で、検定本の内容と全く同じものを拡大したものです。山形盲学校において使用されています。

義務教育諸学校(特別支援学校小学部、中学部)については、8月31日までに採択することとされております。つきましては、県立特別支援学校の平成30年度使用教科書について、8月の定例教育委員会での付議に向けて手続きを進めております。その際に、各県立特別支援学校が選定したすべての教科書の一覧、各校の選定の観点及び各教科書の選定理由を記載した「教科書選定理由書」につきまして、御覧いただく予定でございます。

以上、県立特別支援学校で使用する教科用図書について報告をいたしました。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<山川委員>

4年に1度、選定するというようなお話しだったと思うのですが、そうしますと、今年度は新しく議論して決めるということはないということなのでしょうか。

<高校教育課長>

4年に1度の検定の採択につきましては、文部科学省が採択を行うものでございます。まず、採択された教科書の中から各学校が選定を行うわけですが、高校の場合は小中学校と異なりまして、4年間連続して同じものを使うということにはなっておりませんので、各高校が新たに検定採択となったものと、既に採択になっているものを合わせたものの中

から、教科書を選定するという流れになっております。

<山川委員>

そこは毎年議論して決められているということですね。

<高校教育課長>

はい。

<廣瀬教育長>

昨年のように教科書採択に関する問題が出てきたときに、しっかり議論、審査したのかという話が出てくるかと思いますが、基本的には教育委員会で実際に教科書選定理由書を見て、各学校、教科書審査会など含めて、教科書採択に関わる組織全体として一体となって審議しています。次回の定例教育委員会において審議いただくことになります。

<廣瀬教育長>

他に、御意見、御質問ございますでしょうか。なければ議事に入りたいと思います。

5議 事

<廣瀬教育長>

議第1号は人事に関する案件であることから、秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

≪ 議第1号は秘密会にて審議 ≫

6 閉 会

<廣瀬教育長>

これで、第1044回教育委員会を閉会いたします。